

証券コード2715

平成28年5月31日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目5番27号

# エレマテック株式会社

代表取締役社長 加 藤 潤

## 第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

本年4月の熊本地震により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成28年6月15日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送頂きたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月16日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。例年と同じホテル内ですが、会場の階数及び部屋名称が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第70期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第70期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 取締役9名選任の件
  - 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.elematec.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府及び日銀による経済・金融政策を背景に、企業収益や雇用情勢が改善し、緩やかな回復基調が続きましたが、期半ば以降は、中国経済等の海外景気の減速や金融市場の変動の影響を受け、回復は弱含みで推移しました。

エレクトロニクス業界におきましては、昨春に買い替え特需が起きたパソコンの販売は低調に推移したものの、冷蔵庫、洗濯機やエアコン等の白物家電の販売は、比較的堅調に推移しました。電子部品等の生産は、スマートフォン等情報機器端末の急激な生産調整の影響を受け、昨年末頃より低調に推移しましたが、通期を通しては比較的堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは、スマートフォン向けデバイス及びディスプレイ関連部材に注力した販売活動に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、前期比19.2%増の2,168億24百万円となりました。

利益面につきましては、売上高の増加に伴い売上総利益は増加したものの、売上総利益率の低下及び販管費の増加により、営業利益は、前期比6.9%減の68億68百万円となりました。

経常利益は、営業利益が減少したことから、前期比2.8%減の68億80百万円となりました。

税金等調整前当期純利益は、経常利益が減少したことから、前期比2.7%減の68億80百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比1.1%減の50億48百万円となりました。

セグメント業績の概況は以下のとおりであります。

セグメント別売上高及び営業利益

区 分	第69期 (前連結会計年度) (平成26年度)		第70期 (当連結会計年度) (平成27年度)		対前期増減率	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
日 本	88,837	2,861	86,453	2,414	△2.7	△15.6
中 国	58,928	2,665	96,218	3,462	63.3	29.9
その他アジア	29,448	640	28,152	667	△4.4	4.3
欧 米	4,662	192	5,999	233	28.7	21.4
調 整 額	—	1,016	—	91	—	—
合 計	181,876	7,375	216,824	6,868	19.2	△6.9

(注) 1. 日本以外の各セグメントに属する国または地域は、次のとおりであります。

中国・・・・・・・・中国（香港を含む）

その他アジア・・・台湾、韓国、インド、東南アジア

欧米・・・・・・・・米国、メキシコ、チェコ

2. 売上高は外部顧客への売上高であります。また、営業利益の調整額はセグメント間取引消去等であります。

(日本)

売上高は、アミューズメント向け関連部材の販売が減少したことから、前期比2.7%減の864億53百万円となりました。営業利益は、前期比15.6%減の24億14百万円となりました。

(中国)

売上高は、スマートフォン向けデバイス及びディスプレイ関連部材の販売が増加したことから、前期比63.3%増の962億18百万円となりました。営業利益は、前期比29.9%増の34億62百万円となりました。

(その他アジア)

売上高は、テレビ向けディスプレイ関連部材の販売が減少したことから、前期比4.4%減の281億52百万円となりました。営業利益は、前期比4.3%増の6億67百万円となりました。

(欧米)

売上高は、自動車向け各種関連部材の販売が増加したことから、前期比28.7%増の59億99百万円となりました。営業利益は、前期比21.4%増の2億33百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額14億3百万円の設備投資を実施致しました。

この主な内訳は、当社の販売権取得の10億円及びシステム構築等ソフトウェア購入の2億89百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、平成27年11月30日を効力発生日として、市光工業株式会社から商用車両の安全装置等の販売事業を譲り受けました。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第67期 (平成24年度)	第68期 (平成25年度)	第69期 (平成26年度)	第70期 (当連結会計年度) (平成27年度)
売上高	129,405	143,442	181,876	216,824
経常利益	4,727	5,644	7,077	6,880
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,997	3,863	5,105	5,048
1株当たり当期純利益(円)	146.42	188.70	249.38	246.58
総資産	66,579	73,425	84,191	80,572
純資産	32,683	36,943	42,910	44,442

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

当社の親会社は豊田通商株式会社であり、同社は当社株式12,002千株（議決権比率58.6%）を保有しており、当社と同社は「資本業務提携契約」を締結しております。

なお、当社は同社と重要な取引はなく、取引に際しては、市場価格等を勘案した一般取引先と同様の条件に従っております。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
依摩泰(上海)国際貿易有限公司	5,794千 人民元	100%	電気材料等の販売
依摩泰香港有限公司	100千 香港ドル	100%	同上

- (注) 1. 上記の重要な子会社を含め、連結対象会社は22社であります。  
2. 会社法施行規則第118条第4号に定められている特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

エレクトロニクス業界におきましては、IoT社会に向けたインターネットに繋がる機器の拡大や、自動車のIT化の進展が、成長を支える見通しとなっております。そのような状況の中、当社グループは、豊田通商株式会社と平成23年8月1日に締結した「資本業務提携契約」によるシナジー効果に加え、引き続き以下の諸施策を推進し、企業価値の向上を図ってまいります。

- ① 顧客のニーズにマッチした最適なソリューションを提供し、さらなる収益力の向上を図るため、仕入先との信頼関係や独自の企画開発、設計機能を強化してまいります。
- ② 今後も顧客の成長が見込まれる自動車分野に対して、経営資源の重点配分を行い、豊田通商株式会社との業務提携を活かして事業拡大を図ってまいります。
- ③ 「チャイナ・プラスワン」として注目されるASEAN市場を、中国事業と同水準の規模に拡大させるため、積極的な事業展開を行ってまいります。
- ④ 健全な財務体質の維持を図りつつ、事業規模拡大と企画開発、設計機能の強化を目的として、積極的な成長戦略投資を実行してまいります。
- ⑤ 豊田通商グループとのシナジー効果である物流網の相乗りによるコスト削減や人材交流も含め、コスト及びリスク管理を強化し、システム整備や人材育成を行うことで、グローバルな事業体制及び管理体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

#### (5) 企業集団の主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、電気材料、電子部品、機構部品及びその他の商品の販売、輸出入並びに加工を主な事業としております。

(6) 企業集団の主要な営業所等 (平成28年3月31日現在)

本 社

東京都港区三田三丁目5番27号

支 店

仙 台 (仙台市若林区) 那 須 (栃木県那須塩原市)

熊 谷 (埼玉県熊谷市) 千 葉 (千葉県茂原市)

八 王 子 (東京都八王子市) 横 浜 (横浜市港北区)

長 岡 (新潟県長岡市) 三 島 (静岡県三島市)

名 古 屋 (名古屋市南区) 京都本店 (京都市南区)

大 阪 (大阪府吹田市) 加 古 川 (兵庫県加古川市)

広 島 (広島県東広島市) 福 岡 (福岡県大野城市)

営 業 所

海 老 名 (神奈川県海老名市) 石 川 (石川県小松市)

上 田 (長野県上田市) 浜 松 (静岡県浜松市)

鳥 取 (鳥取県鳥取市)

(注) 浜松営業所は、平成28年3月31日付で閉鎖し、平成28年4月1日付で三島支店に統合しております。

国内子会社

エレマテックロジサーブ株式会社 (横浜市港北区)

海外子会社

依摩泰(上海)国際貿易有限公司 (上海)

依摩泰香港有限公司 (香港)

(注) 当社の海外連結子会社は、上記以外に中国及びアジア地域16社、欧州1社、北中米2社となっております。

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,174名	32名

(注) 使用人数は就業人員であり、パートタイマー・契約社員47名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
415名	24名	39.1歳	10.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、当社からの社外への出向者53名及びパートタイマー・契約社員14名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 84,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 21,152,473株 |
| ③ 株主数        | 3,831名      |
| ④ 大株主（上位10位） |             |

株主名	持株数	持株比率
豊田通商株式会社	12,002千株	58.6%
ビービーエイチフォーフィデリティロープライズドストックファンド(プリンシパルオールセクターサブポートフォリオ)	1,080千株	5.3%
エレマテック社員持株会	443千株	2.2%
ビービーエイチフィデリティピュアリタンフィデリティシリーズイントリンシクオポチュニティズファンド	400千株	2.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	344千株	1.7%
大西俊一	343千株	1.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	328千株	1.6%
大阪中小企業投資育成株式会社	291千株	1.4%
日本生命保険相互会社	270千株	1.3%
岩崎泰次	150千株	0.7%

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を679,238株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。
3. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の様況

#### ① 取締役及び監査役の様況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	加藤 潤	
取締役	磯上 篤生	副社長執行役員 管理・経理担当
取締役	鈴木 信夫	専務執行役員
取締役	横出 彰	常務執行役員
取締役	松平 惣一郎	豊田通商株式会社専務取締役 株式会社トーメンデバイス取締役
取締役	岩本 秀之	豊田通商株式会社執行役員 中部飼料株式会社社外監査役
取締役	青木 厚	豊田通商株式会社執行役員 株式会社トーメンデバイス取締役
取締役	小守 正泰	豊田通商株式会社電子部材部長
取締役	関 聡介	弁護士 株式会社昭文社社外監査役
常勤監査役	平賀 幸一	
監査役	水上 洋	弁護士 GMOクラウド株式会社社外取締役 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社社外監査役 株式会社三栄コーポレーション社外取締役
監査役	浅野 幹雄	豊田通商株式会社代表取締役副社長 第一屋製パン株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役松平惣一郎氏、取締役岩本秀之氏、取締役青木厚氏、取締役小守正泰氏及び取締役関聡介氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平賀幸一氏、監査役水上洋氏及び監査役浅野幹雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役平賀幸一氏は、金融機関における長年の実務経験があり、財務及び会計に関する知見を有しております。
4. 当社は、取締役関聡介氏、監査役平賀幸一氏及び監査役水上洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	175百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	16百万円 (16百万円)
合 計	9名	192百万円

- (注) 1. 社外取締役4名及び社外監査役1名は無報酬であり、上記取締役及び監査役の員数には含まれておりません。
2. 当事業年度において、社外役員が、親会社等または当社を除く親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は132百万円であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社との当該他の会社との関係

- 取締役松平惣一郎氏は、豊田通商株式会社の専務取締役、取締役岩本秀之氏及び取締役青木厚氏は同社の執行役員、取締役小守正泰氏は、同社の電子部材部長であり、また、監査役浅野幹雄氏は、同社の代表取締役副社長であります。なお、当社は同社と重要な取引はなく、取引に際しては、市場価格等を勘案した一般取引先と同様の条件に従っております。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

- 取締役岩本秀之氏は、中部飼料株式会社の社外監査役を兼務しております。また、当社と中部飼料株式会社との間には特別の関係はありません。
- 取締役関聡介氏は、株式会社昭文社の社外監査役を兼務しております。また、当社と株式会社昭文社との間には特別の関係はありません。
- 監査役水上洋氏は、GMOクラウド株式会社の社外取締役、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の社外監査役及び株式会社三栄コーポレーションの社外取締役を兼務しております。また、当社とGMOクラウド株式会社、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社及び株式会社三栄コーポレーションとの間には特別の関係はありません。
- 監査役浅野幹雄氏は、第一屋製パン株式会社の社外監査役を兼務しております。また、当社と第一屋製パン株式会社との間には特別の関係はありません。

## ハ. 当事業年度における主な活動状況

### ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 松平惣一郎	10回	90.9%	—	—
取締役 岩本秀之	11回	84.6%	—	—
取締役 青木厚	10回	90.9%	—	—
取締役 小守正泰	10回	90.9%	—	—
取締役 関聡介	10回	90.9%	—	—
常勤監査役 平賀幸一	13回	100.0%	14回	100.0%
監査役 水上洋	13回	100.0%	14回	100.0%
監査役 関聡介	2回	100.0%	2回	100.0%
監査役 浅野幹雄	11回	84.6%	13回	92.9%

- (注) 1. 取締役松平惣一郎氏、取締役青木厚氏、取締役小守正泰氏は、平成27年6月19日開催の第69回定時株主総会において選任され就任したため、就任以前の取締役会（2回開催）への出席はありません。
2. 取締役関聡介氏は、平成27年6月19日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を退任し、社外取締役に就任しております。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

### ・取締役会及び監査役会における発言状況

1. 取締役松平惣一郎氏、取締役岩本秀之氏、取締役青木厚氏及び取締役小守正泰氏は、当社の親会社である豊田通商株式会社等において長年にわたって培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
2. 取締役関聡介氏は、主に弁護士の見地から客観的かつ広範な視野により適宜必要な発言を行い、経営の意思決定及び職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役在任中は、独立した立場から意見を述べ、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
3. 監査役平賀幸一氏は、常勤監査役として、適宜必要な発言を行い取締役の意思決定及び職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、適宜本支店等への往査を行うなど、監査機能を発揮しております。

4. 監査役水上洋氏は、主に弁護士の見地から客観的かつ広範な視野により適宜必要な発言を行い、取締役の意思決定及び職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、監査機能を発揮しております。
5. 監査役浅野幹雄氏は、当社の親会社である豊田通商株式会社において長年にわたって培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の意思決定及び職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、監査機能を発揮しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、同計画と前年度監査実績との比較、会計監査人の職務遂行状況及び類似業種に属する他社との報酬額の比較等により、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社である依摩泰(上海)国際貿易有限公司及び依摩泰香港有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、国際財務報告基準（IFRS）に関する業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認めた場合には、監

査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容

イ. 処分対象 新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

ハ. 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため

- ・運営が著しく不当と認められたため

なお、当社は、新日本有限責任監査法人の当社担当業務執行社員から、同監査法人が金融庁に提出した業務改善計画の内容及びその進捗状況、並びに同監査法人が実施した自主点検等について、適時に説明を聴取しております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ①業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下の  
とおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保  
するための体制

- 1) 取締役、執行役員及び社員（使用人）に対して、法令、社会倫理及び企業倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンス規程において「行動基準」を定める。
- 2) 企業倫理に従い、市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- 3) コンプライアンス体制の構築及び運用については、「マネジメント会議」（代表取締役、管理系の執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役社長が議長を務める。）において、関連する方針、対応及び重要事項等を協議し決定する。
- 4) 「行動基準」の遵守やコンプライアンスへの取り組みは、マネジメント会議事務局として総務・法務部が統括し、新規事業及び新規案件に内在するリスクを分析し、適時マネジメント会議に報告する。更に必要に応じて取締役会に報告する。また総務・法務部は社員研修や各種社内会議等を通じて、コンプライアンスの意義等を啓蒙する活動を行う。
- 5) 取締役、執行役員及び社員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、コンプライアンス規程に定める、通常の報告経路または通常と異なる通報手段としての社内通報制度により、報告または通報を行う。
- 6) 財務報告にかかわる内部統制については、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、充実を図る。

ロ. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する事項

- 1) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理は、文書管理規程に従い総務・法務部が所管する。
- 2) 取締役及び監査役は、文書管理規程により管理が義務付けられた、取締役、執行役員及び社員の職務執行にかかわる文書（電磁媒体記録も含む。）を常時閲覧することができる。
- 3) 文書管理規程の改廃は、総務・法務部起案により社内稟議され、取締役会で承認を受ける。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクの分析、分類及び対応体制を定めたリスク管理規程により、総務・法務部が当社及び当社グループのリスク管理を統括する。総務・法務部は新たにリスクを把握した場合、分析及び分類を行い、リスク管理規程の改廃を起案する。リスク管理規程の改廃は総務・法務部起案により社内稟議され、取締役会で承認を受ける。
- 2) リスク管理規程において想定されたリスクが顕在化またはその他重大なリスクが発生した場合は、全体を代表取締役社長（またはその代行者）が統括し対策本部を編成するとともに、対策本部長から指名され直接危機の沈静化を図る実施責任者は対策本部と連携し、危機または損害の拡大を抑える。その間の経緯は、実施責任者から対策本部へ報告され、対策本部はその対応策の方針を決定するとともに、実施した内容を取締役に報告する。
- 3) 顕在化または発生したリスクが、会社経営に及ぼす影響が比較的軽微な事項並びに限定された部門または当事者のみが関与する事項の場合は、マネジメント会議並びに通常の職務分掌及び指揮命令系統により対応する。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 職務権限規程及び稟議規程により、取締役、執行役員及び社員の意思決定ルールを定め、各役職者の権限及び責任を明確にし、適正かつ効率的な体制を構築する。
- 2) 各営業部門の業績、当社及び関係会社の損益、会社が重要と認めた管理指標及び内部監査の概況を月次ベースで報告及び検討し、次の活動方針を決定するために、毎月1回「本部長会議」（代表取締役、全ての執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役社長が議



長を務める。)を開催する。

- 3) 取締役会への決議事項上程に先立って、投資等で重要な案件は計画段階も含め、関係役員会を開催し、内容の周知と懸案となる事項の審議、調整を行う。
- 4) 営業及び開発情報の共有化を目的に、毎月1回「営業本部長会議」(代表取締役、営業系及び開発系の全ての執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役社長が議長を務める。)を開催する。
- 5) 年度末において次年度以降の予算等を策定し、取締役会の承認を得、また中間期末においては下期に関する予算達成度の見通しを策定し、取締役会へ報告する。

ホ. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社及び当社グループは、当社各部門またはグループ各社担当の当社執行役員もしくは当社本部長及びグループ各社社長が、各部門及びグループ各社の業務執行の適正を確保する内部統制を構築、整備し、運用する。このうち内部統制の構築、整備に当たっては、下記4)の効率的な業務執行のための対応や下記5)の内部監査結果を踏まえて、必要に応じて当社管理系の執行役員と本部長が情報を集約し、当社管理系各部門の専門スタッフがサポートする。
- 2) グループ各社社長は、当社の関係会社管理規程及び予算管理規程に従い、必要な事項に関しては当社の承認を得、また財務決算、管理決算等の財務状況、営業成績及びその他重要情報について、グループ各社担当の当社執行役員または当社本部長並びに報告事項を所管する当社管理系各部門に報告する。またこれら報告を受けた各社担当の当社執行役員または当社本部長もしくは報告事項を所管する当社管理系各部門は、毎月1回開催される本部長会議及び営業本部長会議にて報告する。これにより、グループ各社の取締役等の職務の執行にかかわる当社への報告体制を維持し、充実を図る。
- 3) グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、グループ各社を当社の各部門と同様に位置づけ、当社のリスク管理規程により一元的に包括管理することで維持し、充実を図る。
- 4) グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、当社予算管理規程等による連結ベースでの事業計画等の策定や、当社管理系各部門からグループ各社の間接業務

等の運営に資するガイドライン等の提供、グループ各社から当社管理系各部門への報告、相談を通して維持し、充実を図る。

- 5) グループ各社は、取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、個別にコンプライアンス規程を制定し運用する。また、当社内部監査室は、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役、当社各部門またはグループ各社担当の当社執行役員もしくは当社本部長、当社管理系の執行役員と本部長等に報告し、被監査部門の部店長及びグループ会社社長に結果を説明する。
  - 6) 当社グループは、経営の独立性を確保しつつ、親会社（豊田通商株式会社）グループの一員としてそのグループ基本理念の精神を共有するとともに、親会社グループ全体における業務の適正を確保する体制との調和を図る。また、親会社グループとの契約や取引条件等は、その他顧客との取引における契約条件や市場価格を参考に、合理的に決定する。
- へ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役会事務局は主に経理部員が兼務し、会計監査人との情報交換、その他事務に関して監査業務を補助する。また監査役の求めに応じて、総務・法務部員も監査役会事務局を兼務しその業務を行う。
  - 2) 監査役は、内部監査室等管理系部門の社員に対し、監査業務に必要な事項を命じることができる。当該命令を受けた社員は、その事項について監査役の指揮命令に従い、社内の指揮・命令系統から独立して調査にあたり、またその結果を直接監査役に報告する。
  - 3) 監査役会事務局員及び監査役から監査業務に必要な事項を命じられた社員に対する人事異動発令または懲戒処分については、代表取締役は事前に監査役にその旨を説明し、監査役の意見を聴取するものとする。

ト. 当社並びに子会社の役員及び使用人等が当社監査役に報告するための体制及び当該報告をした者がその報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 当社取締役は、グループ各社にかかわる次に定める事項を当社監査役に報告するものとする。
  - (a) 当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、その事実及びその経緯、対応方針及び対応結果
  - (b) グループ各社の毎月の損益動向等の経営状況に関する事項
  - (c) 内部監査状況に関する事項
  - (d) リスク管理やコンプライアンス管理に関する重要な事項
- 2) 当社監査役が、監査上情報を必要と判断した事項につき、当社執行役員及び社員またはグループ各社役員及び社員（以下、「グループ役職員」という。）に報告を求めた場合は、当該グループ役職員は全ての業務上の予定を調整し、最優先で当社監査役に対して報告を行う。
- 3) 当社は、当社監査役へ報告を行ったグループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

チ. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかわる方針に関する事項及びその他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用予算を、毎年、一般管理費予算に含めて計上する。
- 2) 当社は、監査役より通常業務の執行に要する費用または監査上臨時に発生した費用の請求（会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を含む。）があったときは、決裁権限に応じ担当部署等が審議を行い、これら請求にかかわる費用や債務が監査役職務の執行に基づくものではないと認められた場合を除き、速やかに支払処理する。
- 3) 監査役は、取締役会以外にも、本部長会議等の会社の主要な会議に出席することができる。
- 4) 監査役は、会計監査人の行う監査及び内部監査室の行う監査に同行し、その監査結果の報告会等へ出席できる。

## ②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

### 1) コンプライアンス体制

当社においては、コンプライアンスを統括する「マネジメント会議」が、体制の構築を行い、その運用を行っており、これにより当社グループ全体に対するコンプライアンス意識の醸成を図っております。

また、当社では「マネジメント会議」がコンプライアンスへの取組みを統括し、総務・法務部が、その事務局として、コンプライアンス全般の社内啓蒙、教育を実施し、その内容について適宜報告を行い、必要な都度、全グループ社員または関係者向けの注意喚起・通知・通達などを行っております。

更に、当社が制定するコンプライアンス規程においては、「行動基準」のひとつとして、反社会的勢力との関係遮断を盛り込み、総務・法務部が行う社内教育にてその周知徹底を行っております。

内部通報制度につきましても、コンプライアンス規程に定め、内部通報窓口への通報があった場合は、所定の手順に従い、通報者の通報に対する不利益取扱いをすることなく、「マネジメント会議」に報告されるよう運用しており、通報の有無については、毎月「マネジメント会議」に報告されております。

### 2) 財務報告にかかわる内部統制

当社は、財務報告にかかわる内部統制規程を制定し、隔月で「内部統制運用委員会」を開催しております。

当該委員会においては、主に当社グループ全体についての業務運用上の課題や内部監査室による全般統制監査結果を基に、財務報告の適正性及び信頼性の確保につながる協議・検討を行っております。

ロ. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する事項

当社は、取締役会で承認を受けた文書管理規程を制定・施行し、取締役が主催または出席する各種会議体の事務局部門が、その議事録及びレジュメ等を書面保管またはデータ保存を行っております。

これらは、取締役及び監査役の求めに応じて必要な都度、閲覧できるよう運用しております。

## ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を制定・施行し、毎期、「リスク分析会議」を開催して、当社グループを取り巻くリスク事象の分析を行うほか、それぞれの項目に対して経営に与える影響度合い等の検証を行い、「マネジメント会議」にて報告を行った上で、更に会計監査人にも報告しております。

また、当社及びグループ各社が被る損失または不利益を最小限に抑制するため、リスクに応じた対策本部の設置基準、緊急事態対応体制マニュアルをあらかじめ定めております。その上で、事業継続マネジメント（BCM）及び事業継続計画（BCP）を策定し、これらを含めて、体制や取組み手順等について、適宜見直しを行うなどの運用を行っております。

## ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役が効率的に職務執行できるよう、以下の2点を定期的に実施しております。

### 1) 職務権限及び稟議

当社は、職務権限規程及びその付表として決裁一覧表を定めているほか、稟議規程を定め、運用しております。

内部監査室は、業務監査等を通じて、各種業務に関する承認が適正に行われていることの状況を確認しております。また、稟議については、総務・法務部が受付審査を行い、各役職者の権限と責任が適正に機能されるよう書類の回付を行うなどの運用が図られております。

### 2) 各種会議体の開催

当社では、毎月1回、「本部長会議」において、予算等を基に、当社グループ各社の損益状況、管理指標及び内部監査概況を月次ベースで報告・検討を行い、また、「営業本部長会議」においては、営業及び開発情報の共有化を図っております。

予算につきましては、次年度以降の予算案に関し、年初に開催される「予算会議」での審議を経て策定され、取締役会の承認により確定しております。

また、年央においては、下期に関する「見直し予算会議」で、その進捗や見直しについての検討が行われ、取締役会に報告されております。

なお、取締役会に上程される議案については、全て前項の稟議を経ており、その稟議過程で事案の重要度に応じて、内容の周知、懸念事項の審議・調整を行う「関係役員会」を開催しております。

ホ. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループ各社の業務の適正を確保するための体制を構築・整備・運用するため、「本部長会議」及び「営業本部長会議」は、各社の月次決算の経営状況の認識や内部監査結果等を通じて、各社が取り組むべき課題について報告・検討しております。

この課題の解決及び改善にあたっては、当社管理系部門のスタッフが適宜、アドバイス・サポートを行っております。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査役の職務を補助する事務局スタッフを2名選定し、監査役の求めに応じて、その業務サポートを行っております。

また、監査役は、内部監査室が行う監査業務に対して、必要に応じて指導または助言を行っております。

ト. 当社並びに子会社の役員及び使用人等が当社監査役に報告するための体制及び当該報告をした者がその報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、当社の各種会議体に参加し、業務の適正を確保するための体制及びグループ各社の月次決算等について報告を受けております。

また、当社グループの全社員は、監査役の求めに応じて監査業務に必要な情報や報告を行うこととしており、当社は、当該情報・報告提供者に対し、不利益な取扱いを行わないよう運用しております。

チ. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかわる方針に関する事項及びその他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室による業務監査の立会いを行うほか、会計監査人による監査への同行やその監査結果報告会への出席等についても、その職務として行っておりますが、当社は、監査役職務の執行にあたって生じる経費類について、その請求に基づき、速やかに経費精算処理を行っております。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置づけ、中期的な業績の見通しや投資計画に基づくキャッシュ・フローの状況を勘案し、配当性向（連結）30%を維持することを基本方針としております。この方針を踏まえ、当期の期末配当金につきましては、1株当たり35円を実施する予定であります。次期の配当予想につきましては、1株当たり年間配当金として65円を予想しております。なお、当社は、会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく有効投資してまいりたいと考えております。

また、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため、財務状況及び株価の動向等を勘案しながら、適切に実施してまいりたいと考えております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社グループは、エレクトロニクス業界において、伝統的商社機能のほか、情報収集機能、物流機能等を活用し、得意先、仕入先双方に、新たな付加価値を提供しつつ商材の販売活動を展開しております。

また、当社グループの事業活動においては、株主、得意先、仕入先、従業員にとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会の調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも必要であると考えており、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、これらステークホルダーの利益に資することに配慮し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させていく立場にあるべきものと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様の自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為があったとしても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には、株主の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与える支配権を取得するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しています。

このうち、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為は不適切と考えざるを得ず、また、その行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適当であると考えております。

### ② 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することをめざしております。また、多数の株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資して頂くため、中長期的に当社の企業価値の最大化を図ってまいります。

企業価値の最大化に向けた経営戦略の具体的な内容につきましては、「1. 企業集団の現況 (4) 対処すべき課題」に記載のとおりであります。



③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取り組み

当社は、前記①記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成19年6月22日開催の第61回定時株主総会で買収防衛策を導入し、平成20年6月20日開催の第62回定時株主総会の決議による承認を得て、これを更新致しました（更新後の買収防衛策を、以下「本施策」という。）。

しかしながら、その後、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為の脅威も相対的に低くなってきていると考えられ、また、金融商品取引法等の改正等に伴う、大規模買付行為に対する手続の整備、変更の浸透により、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本施策の目的は、一定程度担保されることとなりました。

このような事情を総合的に勘案し、当社は、平成23年5月10日開催の取締役会において、平成23年6月開催の定時株主総会の終結時に有効期間の満了を迎える本施策の見直しにつき慎重に検討を行った結果、平成23年6月17日開催の当社第65回定時株主総会の終結時をもって本施策を継続しないことを決議致しました。

なお、当社株式の大規模買付行為が行われた場合は、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれがないかどうか、積極的な情報収集とその適切な開示に努めるとともに、会社法その他関係法令及び定款の許容する範囲において、当社取締役会が必要かつ適切であると判断する措置を講じます。また、今後の社会的な趨勢も考慮し、当社取締役会が買収防衛策を再導入する必要があると判断した場合には、定款の定めに従い、株主総会にその是非をお諮り致します。

④ 特別な取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、前記①の基本方針を踏まえ、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保するため、前記②を重点施策として策定しており、これはまさに当社の基本方針に沿うものであります。これら取り組みは、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を目的とするものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>74,935</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>35,892</b>
現金及び預金	12,551	支払手形及び買掛金	33,419
受取手形及び売掛金	50,599	短期借入金	466
たな卸資産	9,377	未払法人税等	218
繰延税金資産	279	賞与引当金	290
その他	2,217	その他	1,497
貸倒引当金	△91	<b>固 定 負 債</b>	<b>238</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,636</b>	退職給付に係る負債	69
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,465</b>	その他	168
建物及び構築物	751	<b>負 債 合 計</b>	<b>36,130</b>
土地	1,243	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	470	<b>株 主 資 本</b>	<b>42,980</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,349</b>	資本金	2,142
ソフトウェア	416	資本剰余金	3,335
販売権	933	利益剰余金	38,196
その他	0	自己株式	△694
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,821</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,461</b>
投資有価証券	533	その他有価証券評価差額金	145
繰延税金資産	27	繰延ヘッジ損益	△0
投資不動産	372	為替換算調整勘定	1,275
退職給付に係る資産	171	退職給付に係る調整累計額	41
その他	860	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>44,442</b>
貸倒引当金	△142	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>80,572</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>80,572</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	216,824
売上原価	198,061
売上総利益	18,763
販売費及び一般管理費	11,894
営業利益	6,868
営業外収益	228
受取利息	34
受取配当金	7
貸出収入	76
投資組合運用益	19
その他	91
営業外費用	216
支払利息	47
貸借費用	19
為替差損	91
その他	58
経常利益	6,880
税金等調整前当期純利益	6,880
法人税、住民税及び事業税	1,557
法人税等調整額	274
当期純利益	5,048
親会社株主に帰属する当期純利益	5,048

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日 期首残高	2,142	3,335	34,888	△694	39,672
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,740		△1,740
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,048		5,048
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,308	—	3,308
平成28年3月31日 期末残高	2,142	3,335	38,196	△694	42,980

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 関 係 者 に 対 する 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
平成27年4月1日 期首残高	184	△1	2,929	126	3,238	42,910
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,740
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,048
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	△39	1	△1,653	△85	△1,776	△1,776
連結会計年度中の変動額合計	△39	1	△1,653	△85	△1,776	1,531
平成28年3月31日 期末残高	145	△0	1,275	41	1,461	44,442

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 22社

主要な連結子会社名は、事業報告の「1. 企業集団の現況 (3) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

##### ② 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、Elematec Angeles Inc. を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 2社
- ・ 会社等の名称 高輪科技有限公司 他

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

前連結会計年度以前において、決算日が12月31日であった連結子会社については、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っておりましたが、連結財務情報のより適正な開示を図るため、当連結会計年度より、連結子会社9社（依摩泰（上海）国際貿易有限公司 他8社）については、連結決算日に本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎とする方法に変更しております。

この変更に伴い、当連結会計年度は平成27年1月1日から平成28年3月31日までの15ヶ月間を連結し、連結損益計算書を通して調整しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が11,453百万円、売上総利益が816百万円、営業利益が328百万円、経常利益が341百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が253百万円それぞれ増加しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. たな卸資産

- ・ 商品、製品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定額法  
ロ. 無形固定資産 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…先物為替予約取引及び  
通貨オプション取引

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引  
外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避する  
目的で行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

先物為替予約取引及び通貨オプション取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、為替相場変動を完全に相殺できると認められるため、もしくは、実行の可能性が極めて高い将来の予定取引に基づくものであるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る資産及び退職  
給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しており、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式

## 2. 会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ67百万円減少しております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 60百万円

上記の資産を、仕入債務224百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,705百万円

(3) 投資不動産の減価償却累計額 82百万円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	21,152千株	一千株	一千株	21,152千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	679千株	一千株	一千株	679千株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

イ. 平成27年5月22日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 921百万円
- ・1株当たり配当金額 45円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月22日

ロ. 平成27年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 818百万円
- ・1株当たり配当金額 40円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期となるもの  
平成28年5月20日開催の取締役会において次のとおり決議されました。

- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 716百万円
- ・1株当たり配当金額 35円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月17日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、売掛金回収、買掛金支払及び設備投資の計画等に照らし、必要に応じて資金を調達しております。発生した余資については、定期預金等の低リスクの金融商品で運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、得意先の信用リスクに晒されております。また外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。また、主に事業の運転資金に係る資金調達を目的とした短期借入金も、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引であります。



なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、財務・業務管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引先を、高格付を有する金融機関に限定していることから、信用リスクは、ほとんどないものと認識しております。

#### ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建営業債権債務について、月別通貨別に把握される残高に対して、原則としてその差異相当額を対象に、先物為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、先物為替予約取扱規程及び先物為替予約業務実施要領に沿って行い、財務・業務管理部が決裁担当者の承認を得て行っております。また、月次の取引実績は、本部長会議(全ての執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役社長が議長を務める。)において報告されております。なお、連結子会社についても、当社が定める方法に従い、各種金融商品並びにリスクヘッジの執行及び管理をしており、当社は財務・業務管理部が適宜モニタリングを行うことで、その管理状況を注視しております。

#### ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

流動性リスクに晒されている営業債務や短期借入金は、当社グループにおいては、各社が月次で資金繰り計画を作成する等の方法により流動性リスクの管理を行っております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2. 参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	12,551	12,551	—
(2)受取手形及び売掛金	50,599	50,599	—
(3)投資有価証券	434	434	—
資産計	63,586	63,586	—
(1)支払手形及び買掛金	33,419	33,419	—
(2)短期借入金	466	466	—
(3)未払法人税等	218	218	—
負債計	34,104	34,104	—
デリバティブ取引	523	523	—

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価について、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関連会社株式	40
非上場株式	24
投資事業有限責任組合への出資	34

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。平成28年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は56百万円（賃貸収益は営業外収益に計上、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末 の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
382	△9	372	879

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額の減少額は、減価償却によるものであります。

3. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,170円74銭
(2) 1株当たり当期純利益	246円58銭

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>51,860</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>30,341</b>
現金及び預金	1,349	支払手形	122
受取手形	661	電子記録債務	1,852
電子記録債権	1,728	買掛金	27,127
売掛金	42,591	未払法人税等	72
商 品	3,966	賞与引当金	222
未収消費税等	634	そ の 他	944
為替予約	534	<b>固 定 負 債</b>	<b>30</b>
繰延税金資産	143	そ の 他	30
そ の 他	336	<b>負 債 合 計</b>	<b>30,372</b>
貸倒引当金	△85	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,197</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>28,541</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,050</b>	資 本 金	2,142
建 物	708	資 本 剰 余 金	3,335
土 地	1,243	資 本 準 備 金	2,017
そ の 他	98	その他資本剰余金	1,317
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,342</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>23,758</b>
ソフトウェア	409	利 益 準 備 金	91
販 売 権	933	その他利益剰余金	23,667
そ の 他	0	別 途 積 立 金	20,679
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,804</b>	圧 縮 積 立 金	47
投資有価証券	493	繰越利益剰余金	2,940
関係会社株式	909	<b>自 己 株 式</b>	<b>△694</b>
関係会社出資金	1,302	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>144</b>
保 険 積 立 金	275	その他有価証券評価差額金	145
繰延税金資産	34	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
投資不動産	372	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>28,686</b>
前払年金費用	111	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>59,058</b>
そ の 他	390		
貸倒引当金	△84		
<b>資 産 合 計</b>	<b>59,058</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	137,420
売 上 原 価	127,532
売 上 総 利 益	9,888
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,504
営 業 利 益	2,383
営 業 外 収 益	1,872
営 業 外 費 用	279
経 常 利 益	3,976
特 別 損 失	34
関 係 会 社 株 式 評 価 損	34
税 引 前 当 期 純 利 益	3,942
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	610
法 人 税 等 調 整 額	296
当 期 純 利 益	3,035

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金				利 益 剰 余 金					自 株 己 式 株 資 合 本 計
		資 本 金 資 準 備	そ の 他 資 余 金	資 本 金 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 利 益 剰 余 金	
平成27年4月1日 期首残高	2,142	2,017	1,317	3,335	91	19,659	47	2,664	22,462	△694	27,246
事業年度中の変動額											
別途積立金の積立						1,020		△1,020	—		—
圧縮積立金の積立							1	△1	—		—
圧縮積立金の取崩							△1	1	—		—
剰余金の配当								△1,740	△1,740		△1,740
当期純利益								3,035	3,035		3,035
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	1,020	△0	275	1,295	—	1,295
平成28年3月31日 期末残高	2,142	2,017	1,317	3,335	91	20,679	47	2,940	23,758	△694	28,541

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 評 価 証 額 金 損	繰 延 へ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等	換 算 合 計	
平成27年4月1日 期首残高	184	△1		183	27,429
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
剰余金の配当					△1,740
当期純利益					3,035
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動(純額)	△39	1		△38	△38
事業年度中の変動額合計	△39	1		△38	1,257
平成28年3月31日 期末残高	145	△0		144	28,686

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式及び  
関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ たな卸資産

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法

##### ② 無形固定資産

定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しており、年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合は、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

#### (4) 重要なヘッジ会計の方法

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| ① | ヘッジ会計の方法    | 繰延ヘッジ処理   |
| ② | ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…先物為替予約取引及び<br>通貨オプション取引   |
| ③ | ヘッジ方針       | ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引<br>外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避する<br>目的で行っております。  |
| ④ | ヘッジ有効性評価の方法 | 先物為替予約取引及び通貨オプション取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、為替相場変動を完全に相殺できると認められるため、もしくは実行の可能性が極めて高い将来の予定取引に基づくものであるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 |
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- |           |      |
|-----------|------|
| 消費税等の会計処理 | 税抜方式 |
|-----------|------|

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ67百万円減少しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

投資有価証券	60百万円
--------	-------

上記の資産を、仕入債務224百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,494百万円
--------------------	----------

(3) 投資不動産の減価償却累計額	82百万円
-------------------	-------



(4) 保証債務等

次の関係会社の仕入債務に対し下記のとおり保証類似行為を行っております。

Elematec Korea Co.,Ltd. (139千米ドル)	15百万円
依摩泰(上海)国際貿易有限公司 (29千米ドル)	3百万円
依摩泰香港有限公司 (12千米ドル)	1百万円
合計	20百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	16,894百万円
② 短期金銭債務	2,529百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	51,131百万円
② 仕入高	19,040百万円
③ 販売費及び一般管理費	259百万円
④ 営業取引以外の取引高	1,733百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	679千株	一千株	一千株	679千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認	10百万円
賞与引当金繰入限度超過額	68百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	46百万円
ゴルフ会員権評価損否認	39百万円
関係会社株式評価損否認	32百万円
投資不動産圧縮限度超過額	29百万円
長期未払金否認	7百万円
その他	64百万円

繰延税金資産合計 299百万円

繰延税金負債

圧縮積立金	△21百万円
その他有価証券評価差額金	△63百万円
前払年金費用	△34百万円
その他	△2百万円

繰延税金負債合計 △121百万円

繰延税金資産の純額 178百万円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等  
金額に重要性がないため、記載は省略しております。
- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	資本金または 出資金	事業の 内容または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (注)	科目	期末残高
					役員の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	依摩泰 (上海) 国際貿易 有限公司	5,794千 人民幣元	電気材料 等の販売	100	1名	販売商品 の一部を 相互に供給	商品の販売	18,445	売掛金	6,840
子会社	依摩泰香港 有限公司	100千 香港ドル	電気材料 等の販売	100	—	販売商品 の一部を 相互に供給	商品の仕入	10,794	買掛金	1,764
							商品の販売	10,221	売掛金	1,982
子会社	Elematec Philippines, Inc.	215千 USドル	電気材料 等の販売	100	—	販売商品 の一部を 相互に供給	商品の販売	3,538	売掛金	1,500
子会社	Elematec (Thailand) Co., Ltd.	106百万 タイバーツ	電気材料 等の販売	100	—	販売商品 の一部を 相互に供給	商品の販売	5,075	売掛金	1,893
子会社	Elematec Malaysia Sdn. Bhd	730千 USドル	電気材料 等の販売	100	—	販売商品 の一部を 相互に供給	商品の販売	2,502	売掛金	1,081

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を参考に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,401円17銭
- (2) 1株当たり当期純利益 148円29銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

エレマテック株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柳 井 浩 一 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 澤 依 子 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エレマテック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エレマテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

エレマテック株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柳 井 浩 一 (印)

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 澤 依 子 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エレマテック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

エレマテック株式会社 監査役会

常勤社外監査役 平 賀 幸 一 (印)

社外監査役 水 上 洋 (印)

社外監査役 浅 野 幹 雄 (印)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお諮りするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
1	か とう じゅん 加 藤 潤 (昭和30年8月3日生)	昭和54年4月 スーパーレジン工業株式会社入社 昭和60年6月 株式会社ヤマト入社 昭和61年6月 当社入社 平成14年1月 当社開発部長 平成14年4月 当社執行役員 開発部長 平成17年4月 当社常務執行役員 マーケティング 本部長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 マーケテ ィング本部長 平成21年4月 当社取締役専務執行役員 開発・購 買物流担当・営業本部長 平成23年4月 当社取締役副社長執行役員 社長補 佐 平成24年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	38,000株
2	いそ がみ あつ お 磯 上 篤 生 (昭和35年3月2日生)	昭和58年4月 住友金属鉱山株式会社入社 平成14年4月 当社執行役員 経営企画・I R担当 平成14年6月 当社取締役執行役員 経営企画・I R担当 平成15年4月 当社取締役常務執行役員 管理・経 理管掌 経営企画・I R担当 平成16年4月 当社取締役常務執行役員 管理・経 理・情報戦略管掌 経営企画・I R 担当 平成17年4月 当社取締役副社長・最高財務責任者 (C F O) 平成21年4月 当社取締役副社長執行役員 管理・ 経理担当・管理部長 平成21年10月 当社取締役副社長執行役員 管理・ 経理担当 (現在に至る)	22,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	すずきのぶお夫 鈴木信夫 (昭和33年10月9日生)	昭和52年3月 当社入社 平成17年4月 当社マーケティング本部 開発部長 平成20年4月 当社執行役員 ビジネスパートナー 兼 マーケティング本部 開発部長 平成21年4月 当社常務執行役員 営業本部長 兼 開発部長 平成21年10月 当社常務執行役員 営業本部長 兼 開発本部長 平成24年4月 当社専務執行役員 平成27年6月 当社取締役専務執行役員 平成27年12月 当社取締役専務執行役員 兼 C P S部長 平成28年4月 当社取締役専務執行役員 (現在に至る)	18,200株
4	よこで あきら 横出彰 (昭和36年6月18日生)	昭和59年4月 茶谷産業株式会社入社 昭和63年5月 ローム株式会社入社 平成13年3月 豊田通商株式会社入社 平成18年4月 同社エレクトロニクス第一部長 平成18年6月 株式会社トーメンデバイス常務取締 役営業本部長補佐 平成20年6月 豊田通商株式会社電子デバイス部長 平成23年4月 同社電子事業統括部長 平成24年4月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る)	70株



候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	まつだいらそういちろう 松平惣一郎 (昭和29年11月3日生)	<p>昭和52年4月 豊田通商株式会社入社</p> <p>平成12年4月 同社情報電子部長</p> <p>平成15年4月 TOYOTA TSUSHO (SINGAPORE) PTE. LTD. President</p> <p>平成17年6月 豊田通商株式会社 取締役 機械情報本部長補佐</p> <p>平成18年4月 同社執行役員 機械・エレクトロニクス本部長補佐</p> <p>平成22年6月 同社常務執行役員 機械・エレクトロニクス本部長補佐</p> <p>平成23年4月 同社常務執行役員 機械・エネルギー・プラントプロジェクト本部長補佐 兼 化学品・エレクトロニクス本部長補佐</p> <p>平成24年6月 同社常務取締役 生活産業・資材本部長</p> <p>平成26年6月 同社専務取締役 生活産業本部長</p> <p>平成27年4月 同社専務取締役 化学品・エレクトロニクス本部長 (現在に至る)</p> <p>平成27年6月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社トーメンデバイス取締役</p>	一株
6	いわもとひでゆき 岩本秀之 (昭和38年2月20日生)	<p>昭和60年4月 株式会社トーメン (現 豊田通商株式会社) 入社</p> <p>平成21年4月 豊田通商株式会社経営企画部長</p> <p>平成23年6月 同社金属企画部長</p> <p>平成25年4月 同社執行役員 コーポレート本部長補佐 (現在に至る)</p> <p>平成25年6月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p>[重要な兼職の状況] 中部飼料株式会社社外監査役</p>	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
7	あおき あつし 青木 厚 (昭和36年6月6日生)	<p>昭和59年4月 豊田通商株式会社入社</p> <p>平成21年4月 株式会社豊通エレクトロニクス 専務取締役</p> <p>平成22年4月 同社代表取締役専務</p> <p>平成23年10月 同社代表取締役</p> <p>平成26年4月 豊田通商株式会社 電子事業統括部長</p> <p>株式会社豊通エレクトロニクス 代表取締役社長（兼務） （現在に至る）</p> <p>平成27年4月 豊田通商株式会社 執行役員 化学品・エレクトロニクス本部長補佐 兼 電子事業統括部長 （現在に至る）</p> <p>平成27年6月 当社取締役 （現在に至る）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社トーメンデバイス取締役</p>	一株
8	せき そうすけ 関 聡介 (昭和41年6月29日生)	<p>平成5年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属） （現在に至る）</p> <p>平成16年1月 銀座プライム法律事務所開設 （現在に至る）</p> <p>平成19年6月 当社監査役</p> <p>平成27年6月 当社取締役 （現在に至る）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社昭文社社外監査役</p>	一株
9	* すずき ようぞう 鈴木 洋三 (昭和22年4月7日生)	<p>昭和45年4月 カンオ計算機株式会社入社</p> <p>平成7年6月 同社取締役</p> <p>平成10年6月 同社常務取締役</p> <p>平成19年6月 同社専務取締役</p> <p>平成21年4月 同社顧問</p> <p>平成23年4月 株式会社SOLE執行役員</p> <p>平成25年11月 同社代表取締役社長 （現在に至る）</p>	一株

- (注) 1. \*印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 関聡介氏及び鈴木洋三氏は社外取締役候補者であります。
4. 取締役候補者の当社の親会社である豊田通商株式会社及び同社の子会社における業務執行者としての地位及び担当について  
松平惣一郎氏、岩本秀之氏及び青木厚氏は、上記「略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
5. 取締役候補者及び社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
  - (1) 取締役候補者について
    - ①加藤潤氏は、昭和61年の入社以来、営業、開発及びマーケティング関連業務に従事し、執行役員及び取締役として、開発部長、マーケティング本部長、営業本部長、社長補佐を歴任いたしました。平成24年からは社長（現職）を務めるなど、当社グループにおける豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としてしました。
    - ②磯上篤生氏は、平成14年より、執行役員及び取締役として、管理・経理、情報戦略、財務、経営企画及びIRなどの業務に従事し、平成17年から副社長執行役員（現職）を務めるなど、当社グループにおける豊富な業務経験及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としてしました。
    - ③鈴木信夫氏は、昭和52年の入社以来、営業、開発及びマーケティング関連業務に従事し、執行役員として、開発部長、営業本部長、開発本部長を歴任いたしました。平成27年より取締役として専務執行役員（現職）を務めるなど、当社グループにおける豊富な業務経験を有しており、引き続き取締役候補者としてしました。
    - ④横出彰氏は、平成13年の豊田通商株式会社入社以来、主に電子事業系の業務に従事し、同社においてエレクトロニクス第一部長、電子デバイス部長、電子事業統括部長を歴任いたしました。同社との資本業務提携契約の締結後の平成24年より、当社取締役として常務執行役員（現職）を務め、総合商社及び当社グループにおける豊富な業務経験とグローバルな事業経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としてしました。
    - ⑤松平惣一郎氏、岩本秀之氏及び青木厚氏は、当社の親会社である豊田通商株式会社等において長年にわたって培った豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、岩本秀之氏は平成25年より、松平惣一郎氏及び青木厚氏は平成27年より、それぞれ当社取締役として、当社の経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、引き続き取締役候補者としてしました。
  - (2) 社外取締役候補者について
    - ①関聡介氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、また当社社外監査役及び社外取締役として、独立した立場から意見を述べ、その職責を十分に果たしており、引き続き社外取締役候補者としてしました。
    - ②鈴木洋三氏は、カシオ計算機株式会社等において長年にわたって培ったエレクトロニクス業界における豊富な経験と、同社における経営全般に関する幅広い見識を当社の経営に活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役候補者としてしました。
6. 社外取締役候補者が監査役及び社外取締役に就任してからの年数について  
関聡介氏の監査役在任期間は8年であり、社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

7. 責任限定契約について

- (1) 当社は松平惣一郎氏、青木厚氏、岩本秀之氏及び関聡介氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、4氏の再任が承認された場合、同様の責任限定契約を継続する予定であります。
  - (2) 当社は鈴木洋三氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、関聡介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、鈴木洋三氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は新たに独立役員として届け出る予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

浅野幹雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお諮りするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
あさの みき お 浅野 幹 雄 (昭和27年7月29日生)	昭和50年4月 豊田通商株式会社入社 平成10年3月 同社非鉄金属部長 平成15年6月 同社取締役コーポレート本部長補佐 平成18年4月 同社執行役員コーポレート本部長補佐 平成19年6月 同社常務取締役コーポレート本部長 平成21年6月 同社専務取締役コーポレート本部長 平成23年6月 同社代表取締役副社長 社長補佐 (現在に至る) 平成25年6月 当社監査役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 第一屋製パン株式会社社外監査役	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の当社の親会社である豊田通商株式会社及び同社の子会社における業務執行者としての地位及び担当について  
浅野幹雄氏は、上記「略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります
3. 監査役候補者の選任理由について  
浅野幹雄氏は、当社の親会社である豊田通商株式会社において長年にわたって培った豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の充実に活かし、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため選任をお願いするものであります。
4. 責任限定契約について  
当社は浅野幹雄氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同様の責任限定契約を継続する予定であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

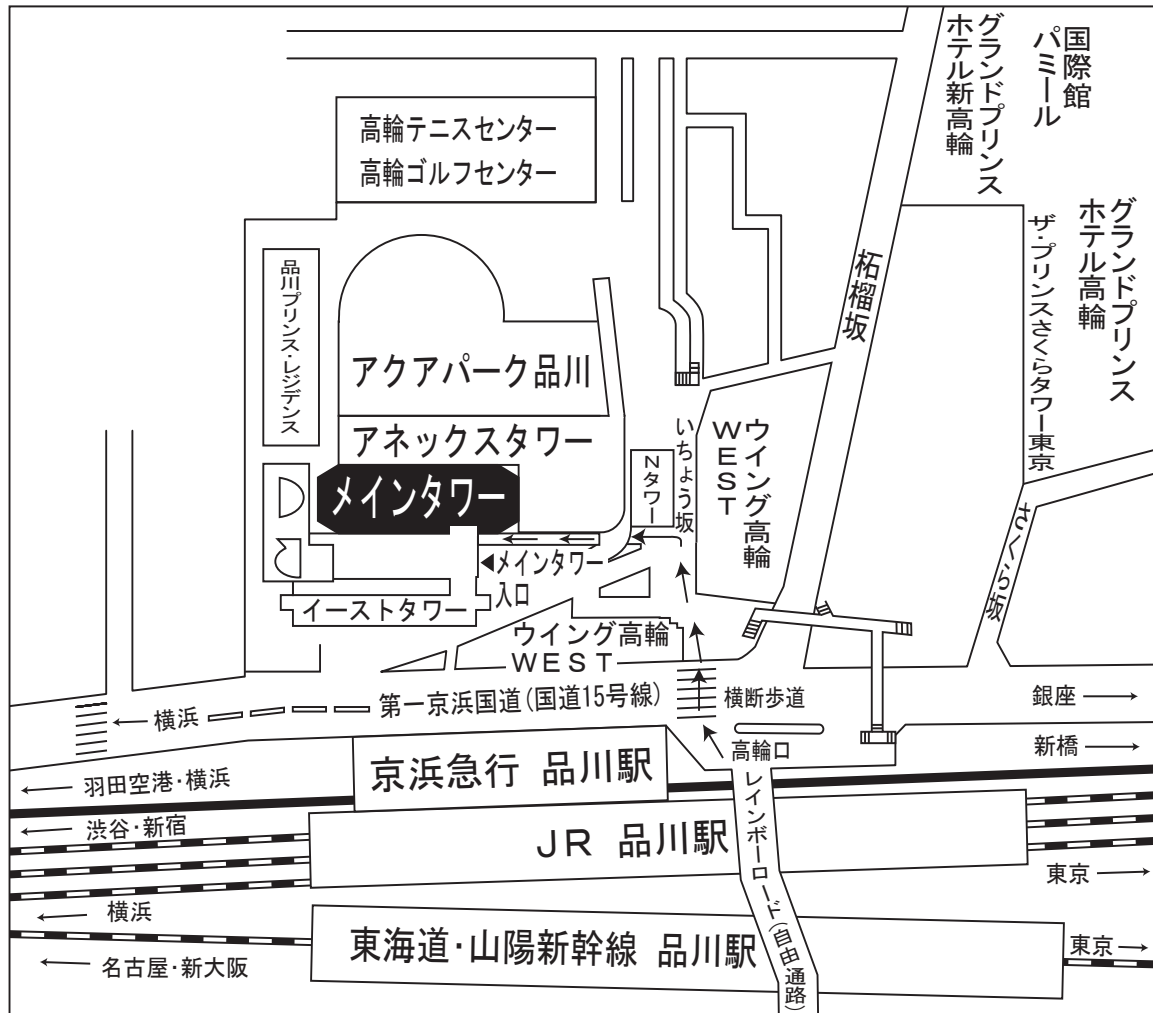
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場 品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」

東京都港区高輪四丁目10番30号

電話 (03) 3440-1111 (代表)



(会場への交通機関)

J R 線 }  
京浜急行線 } 品川駅 (高輪口) 駅前  
東海道・山陽新幹線 }

(お願い)

- \* 当日は品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用頂き、2階より宴会場専用エレベーターで17階までお越し下さい。お手荷物等は2階クロークにお預け下さい。なお、当日の受付は17階の会場受付で行います。
- \* 駐車場の用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。